

水戸市私道取扱い要項

平成16年 3 月 26 日

水戸市告示第65号

改正 令和 8 年 9 月 30 日 告示第355号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 法以前道路及びみなし道路の確認の申請等（第 3 条－第 5 条）
- 第 3 章 水平距離及びみなし道路の指定の申請等（第 6 条－第 9 条）
- 第 4 章 協定道路の認定の申請等（第10条・第11条）
- 第 5 章 雑則（第12条）
- 付則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この要項は、私道に係る法以前道路の確認、みなし道路の確認及び指定、水平距離の指定並びに協定道路の認定について、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 私道 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第 1 項に規定する道路（同条第 2 項の規定により同条第 1 項の道路とみなされる道を含む。（以下「道路」という。）のうち、公道（国、茨城県、本市又は他の市町が管理する道路をいう。以下同じ。）以外のものをいう。
- (2) 法以前道路 法第42条第 1 項第 3 号に規定する道であって幅員 4 メートル以上のものをいう。
- (3) みなし道路 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 法第42条第 2 項に規定する道で、昭和26年茨城県告示第84号（旧常澄村及び旧内原町の区域にあっては、昭和45年茨城県告示第290号）による茨城県知事の指定を受けたもの

イ 法第42条第 2 項に規定する道のうち幅員1.8メートル未満のもので、第 8 条第 3 項の規定による指定（第 9 条第 2 項の規定による指定の変更を含む。）を受けたもの

- (4) 協定道路 第10条第 2 項の規定による認定（第11条の規定による変更の認定を含む。）を受けたものをいう。

第 2 章 法以前道路及びみなし道路の確認の申請等

（法以前道路の確認の依頼等）

第 3 条 法以前道路の位置等の確認（以下この条において「確認」という。）を受けようとする者は、法以前道路の確認（廃止）依頼書（様式第 1 号）に、次の各号に掲げる図書

を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 道路の確認・指定・認定・変更・廃止申請等図（様式第2号）

(2) 道路境界承諾書（様式第3号）

(3) 確認に係る道及び当該道の隣接地の土地登記事項証明書及び公図の写し

(4) 昭和25年11月23日（旧常澄村及び旧内原町の区域にあっては、昭和45年2月19日。

以下「基準日」という。）以前に確認に係る道が存在していたことを証する資料

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める図書

2 市長は、前項の規定による確認に係る道が、次の各号に掲げるものであることをもって、確認をするものとする。

(1) 基準日に道路に接して存在していたこと。

(2) 幅員が4メートル以上であること。

3 市長は、前項の規定により確認をしたときは、法以前道路の確認（廃止）通知書（様式第4号）により第1項の規定による依頼をした者に通知するものとする。

（法以前道路の廃止の依頼等）

第4条 法以前道路の廃止を求める者は、法以前道路の確認（廃止）依頼書に市長が必要と認める図書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による廃止の依頼があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該法以前道路の廃止を決定し、法以前道路の確認（廃止）通知書により当該依頼をした者に通知するものとする。

（みなし道路の確認の依頼等）

第5条 みなし道路（第2条第3号アに該当するものに限る。以下この条において同じ。）の位置等の確認（以下この条において「確認」という。）を受けようとする者は、みなし道路の確認依頼書（様式第5号）に、第3条第1項各号に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により確認の依頼に係る道が、次の各号に掲げるものであることをもって、確認をするものとする。

(1) 基準日に道路に接して存在していたこと。

(2) 幅員が4メートル未満であること。

3 市長は、前項の規定により確認をしたときは、みなし道路の確認通知書（様式第6号）により第1項の規定による依頼をした者に通知するものとする。

第3章 水平距離及びみなし道路の指定の申請等

（水平距離の指定の申請等）

第6条 法第42条第3項の規定による水平距離の指定（以下「水平距離の指定」という。）を受けようとする者は、私道の水平距離の指定（変更・廃止）申請書（様式第7号）に、第3条第1項各号に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に係る道が、次の各号に掲げる基準に該当するものであるときは、水平距離の指定をするものとする。

(1) 前条第2項各号に該当すること。

(2) 市街地の傾斜地に存する道であって、拡幅が困難なものである場合その他土地の状

況によりやむを得ないと市長が認める場合に該当すること。

- 3 市長は、前項の規定により水平距離の指定をしたときは、私道の水平距離の指定（変更・廃止）通知書（様式第8号）により第1項の規定による申請をした者に通知するものとする。

（水平距離の変更等の申請等）

第7条 水平距離の指定を変更し、又は廃止しようとする者は、私道の水平距離の指定（変更・廃止）申請書に市長が必要と認める図書を添付して市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該私道の水平距離の指定を変更し、又は廃止を決定し、私道の水平距離の指定（変更・廃止）通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

（みなし道路の指定の申請等）

第8条 みなし道路（第2条第3号イに該当するものに限る。以下この条において同じ。）の指定を受けようとする者は、みなし道路の指定（変更・廃止）申請書（様式第9号）に、第3条第1項各号に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請に係る道が、次の各号に掲げる基準に該当するものであるときは、みなし道路の指定をするものとする。

（1）基準日に道路に接して存在していたこと。

（2）幅員が1.8メートル未満であること。

（3）基準日において、当該申請に係る道沿いに、原則として2戸以上の建築物（当該申請に係る道と公道とが交差する角地に存する建築物を除く。）が存在していたこと。

- 3 市長は、前項の規定によりみなし道路の指定をしたときは、みなし道路の指定（変更・廃止）通知書（様式第10号）により第1項の規定による申請をした者に通知するものとする。

（みなし道路の指定の変更等の申請等）

第9条 みなし道路の指定を変更し、又は廃止しようとする者は、みなし道路の指定（変更・廃止）申請書に市長が必要と認める図書を添付して市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該みなし道路の指定を変更し、又は廃止を決定し、みなし道路の指定（変更・廃止）通知書により前項の規定による申請をした者に通知するものとする。

第4章 協定道路の認定の申請等

（協定道路の認定の申請等）

第10条 協定道路の認定を受けようとする者は、協定道路の認定（変更・廃止）申請書（様式第11号）に、次の各号に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。

（1）第3条第1項第1号から第3号までに掲げる図書

（2）協定道路の管理者届（様式第12号）

（3）昭和50年3月31日（旧常澄村の区域にあつては平成4年3月2日、旧内原町の区域にあつては平成17年1月31日。次項第1号及び第4号において同じ。）以前に当該申請に係る道が存在していたことを証する資料

（4）前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める図書

2 市長は、前項の規定による申請に係る道が、次の各号（当該申請に係る道の延長がおおむね60メートル以下である場合にあっては、第2号を除く。）に掲げる基準に該当するものであるときは、協定道路の認定をするものとする。

(1) 昭和50年3月31日に公道に接して存在していたこと。

(2) 幅員が1.8メートル以上であること。

(3) 幅員が4メートル未満である場合にあっては、当該申請に係る道に隣接する敷地内で法第2条第1号に規定する建築物を建築する場合において、幅員を4メートル以上に拡張する旨の当該隣接する敷地の所有者その他の関係者間の協定がなされていること。

(4) 昭和50年3月31日において、当該申請に係る道沿いに、原則として3戸以上の建築物（当該申請に係る通路と公道とが交差する角地に存する建築物を除く。）が存在していたこと。

3 市長は、前項の規定により協定道路の認定をしたときは、その旨を公告するとともに、協定道路の認定（変更・廃止）通知書（様式第13号）により当該認定に係る申請をした者に通知するものとする。

（協定道路の変更等の申請等）

第11条 協定道路を変更し、又は廃止しようとする者は、協定道路の認定（変更・廃止）申請書に市長が必要と認める図書を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該協定道路を変更し、又は廃止を決定し、その旨を公告するとともに、協定道路の認定（変更・廃止）通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

第5章 雑則

第12条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要項は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この要項の施行の日前に改正前の水戸市私道取扱い要項の規定によりなされた申請、指定その他の行為は、改正後の水戸市私道取扱い要項の相当規定によりなされたものとみなす。